

国立大学法人広島大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 大学の基本的な目標 <p>1 基本的な理念 「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学である広島大学に課せられた使命を果たす。</p> <p>2 基本の方針 本学は、「社会に貢献する優れた人材の育成と未来社会に資する科学的研究」を推進するとともに、第一期中期目標を継承しつつ、平成21年6月に策定した今後10年から15年を見据えた「広島大学の長期ビジョン」に則って整備する。日本を代表し世界をリードするナショナルセンターとしての機能と、中国・四国地方のリージョナルセンターとしての機能を併せ持つ。そのため、総合研究大学として、教養教育の充実を基盤として大学の普遍的使命を果たしつつ、特長的な分野において世界的な教育研究拠点を形成する。</p>	
◆ 中期目標の期間及び教育研究組織 <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 <p>1 教育に関する目標 (1) 入学者選抜に関する目標 (学士課程) 入学者受入れの方針に基づき、入学希望者の進路意識や学力の多様化に対応した入学者選抜により、優秀かつ多様な人材の受入れを行う。</p>	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置 (学士課程) AO入試による入学者の成績追跡調査を踏まえ、分野の特性に応じたAO入試の見直しを行う。</p>

(大学院課程)

入学者受入れの方針に基づき、優秀かつ多様な人材の受入れを行う。

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標**(学士課程)**

- ① 教養教育の更なる充実を図り、創造力豊かで学間に裏打ちされた課題解決能力を持つ人材を養成する。
- ② 国際化に対応した能力を身に付けた人材を養成する。
- ③ 教育内容の充実、教育方法の改善等を行い、教育の質の向上を図る。

(大学院課程)

- ① 各課程・専攻における人材養成像に基づき、グローバル化時代に対応した体系的なカリキュラムを編成する。
- ② 学位授与の方針に基づき、優れた研究者と社会的に評価される能力を備えた高度専門職業人を養成する。

(専門職学位課程)

高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教養教育の実施体制を充実する。
- ② FDを充実し、教育の質の向上を図る。
- ③ 教育用情報環境を整備・拡充し、全学の修学支援環境の向上を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- ① 学部・研究科、国籍等の枠を越えて学生が交流する場を提供するとともに、より充実した新しい学生支援体制を構築する。
- ② 学生の経済的支援を充実する。
- ③ 在学生のみならず既卒者も含めたキャリア支援体制を

(大学院課程)

- ① フェニックス入学制度及び社会人入学制度等を活用し、幅広い年齢層の受入れを促進する。
- ② 海外拠点を活用した入学者選抜など、留学生を積極的に受入れるための多様な入学者選抜を行う。

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置**(学士課程)**

- ① リベラルアーツの理念を視野に入れ、専門教育と融合した学士課程全体を通した教養教育を実施する。
- ② 各主専攻プログラムでの卒業時における外国語運用能力の目標を設定するとともに、国際交流協定校との交流を促進し、海外留学の機会を増やす。
- ③ 学生の多様化に対応した教育内容の充実を行うとともに、教育方法の改善等を行うことにより、きめ細かな指導方法を確立する。
- ④ 到達目標型教育プログラムの点検・評価を行い、必要に応じて改善・充実する。

(大学院課程)

- ① 海外の大学との単位互換、ジョイントプログラム等を活用した国際的に通用する体系的なカリキュラムを編成する。
- ② 国際的なレベルの課程博士の輩出に繋がる外部審査委員を加えた学位審査体制を充実する。
- ③ 高度専門職業人養成が可能な実践的な教育研究を行う。

(専門職学位課程)

自己点検・評価及び外部評価の結果や法科大学院に対する社会的ニーズを踏まえ、教育内容・方法の改善・充実を行うとともに、教育研究環境を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 教養教育の実施体制を再構築する。
- ② 教育内容等の改善に繋がる組織的・体系的なFDを実施する。
- ③ 図書館の利用者の視点に立ったサービスを充実し、学習・教育支援機能を拡充する。
- ④ 外国語教育用CALL設備及び外国語自学自習用設備を拡充する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 東広島キャンパス内の学生支援機能の充実・一体化を図り、学生プラザを創設するとともに、学生プラザ棟周辺施設を含めた学生交流エリアを新設する。
- ② 本学独自の奨学金制度を拡充するとともに、学生が大学運営支援業務に従事する雇用システムを確立する。
- ③ 広島大学校友会や同窓会と連携し、既卒者を含めたキャリア支援システムを創設す

構築する。

- ④ すべての学生・教職員がともに学び成長できる「教育環境のユニバーサルデザイン」を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 自由で独創性の高い研究を推進しつつ、個性ある学術分野において、世界トップレベルの研究の達成を目指す。
- ② 基盤的研究の維持・発展と萌芽的研究の育成、異分野融合型の研究を発掘・育成する。
- ③ 教員の研究活動及び研究業績に係る評価システムをより信頼性の高い評価システムに整備し、研究水準の向上を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ① 効果的に活発な研究活動が行えるよう、全学的な研究推進体制を整備する。
- ② 大学や研究機関との連携を通じて、新たな学際的・先端的領域へ対応する。
- ③ 共同利用・共同研究拠点を整備し、我が国の学術研究の発展に貢献する。

3 その他の目標

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標

- 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 社会の多様なニーズに的確に対応し、大学のシーズを活用した産学官連事業及び地域貢献事業を展開するとともに、教育研究成果の普及を図る。

る。

- ④ 学生・教職員が学ぶアクセシビリティ教育プログラムを拡充・展開する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 本学の特色とすべき研究分野を戦略的に推進し、研究拠点形成に向けて人的・物的支援を行う。
- ② 学長裁量経費、部局長裁量経費を柔軟に活用して、基盤的研究・萌芽的研究の支援を行うとともに、異分野融合型の研究を発掘できる仕組みを構築し、その研究に対する支援を行う。
- ③ 各部局における教員の研究活動及び研究業績に係る評価システム及び評価体制を検証し、信頼性の高いシステムに整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 新しい知の創造を目指した異分野融合型の研究が育成できるよう、研究者集団を柔軟に編成する。
- ② 研究活動の評価・改善等を行い、大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ③ 多様な雇用制度を活用し、優れた研究者を雇用する。
- ④ 研究・教育活動の基盤として、電子ジャーナルを含む学術情報資料及びIT基盤を計画的に整備する。
- ⑤ 大学や研究機関との連携により研究機器を共同で利用し、研究資源を有効に活用する。
- ⑥ 共同利用・共同研究拠点がその使命と役割を果たせるよう支援を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 「地域のための大学」として、大学全体で教育カリキュラムの改革を行い、学生の地域（ひろしま）に関する知識・理解を深めるとともに、国際平和拠点としての平和構築と世界発信、弱者支援等の広島地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有することで地域の再生・活性化に貢献する取組（「ひろしま平和発信」、「条件不利地域対策」、「障がい者支援」）を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 本学独自の「地域貢献研究」事業を拡充する。
- ② 締結している包括協定を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 法務研究科附属リーガル・サービス・センターを通じて、無料法律相談など市民に

	<p>(3) 国際化に関する目標</p> <p>国際競争力の高い、世界に開かれた大学を目指すとともに、国際協力・国際貢献に積極的に取り組む。</p> <p>する法的サービスの提供を継続的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 研究の成果及び特許等について、積極的に情報公開を行う。 ⑤ 広島大学出版会の組織を強化し、事業を拡充する。 ⑥ 国の革新的イノベーション創出プログラム事業に關係する取り組みを積極的に進め、産学官が一体となって研究開発に取り組む体制を構築する。
<p>(4) 附属病院に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全で質の高い医療を提供する。 ② 地域の医療の高度化に貢献するとともに、拠点医療機関としての役割を果たす。 ③ 優れた医療人の育成を行う。 <p>(5) 附属学校に関する目標</p> <p>大学と連携して、学校教育に係る研究開発の全国的・地域的拠点校を目指す。</p>	<p>(3) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 優れた外国人教員、研究者を増員する。 ② 大学間の連携による共同利用など海外拠点を充実・拡充する。 ③ 留学生数を増員するための受入計画を策定し、学生宿舎を改築・増築するとともに、必要に応じて民間の一般賃貸住宅の借上げを行う。 ④ 留学生的就職支援の体制を充実する。 ⑤ 海外の大学等とのネットワークを活用し、学生交流・研究者交流を促進する。 ⑥ 国際化に対応できる語学力の向上も含めた職員の研修を行い、国際化支援への体制を整備する。 ⑦ 地球規模の課題解決のための国際協力事業を積極的に推進する。 <p>(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じ、新たな診療科を設置及び診療組織を改編するなど診療体制を充実し、未来の医療に対応可能な新診療棟（中央診療棟・外来棟）を新築する。 ② 先端医療開発に取り組み、県内の医療機関とのネットワークを一層充実させ、連携機能を強化する。 ③ 体系的で質の高い臨床実習教育及び卒後臨床研修を実施するとともに、総合的医療の実践、高度な専門性を持ち先端医療を担える医療人を輩出する。 <p>(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学との連携により、地域・日本・世界をリードする人材の育成を目指す初等中等教育カリキュラムの開発を行う。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(1) 柔軟な教育研究体制の構築に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学問の高度化・複合化・グローバル化へ対応できるよう、教育研究体制の見直しを行う。 ② 大学間の共同により教育研究資源を結集し、魅力ある教育研究・人材養成を行うための体制を構築する。 <p>(2) 弾力的な管理運営体制の構築に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学生が修学に、教員が教育、研究及び医療活動に専念できる環境を整備する。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 柔軟な教育研究体制の構築に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会的ニーズや定員充足率等を踏まえ、学部、研究科の組織及び入学定員の見直しを行う。 ② 歯学部歯学科の入学定員の適正化に取り組む。 ③ 教育研究の学際化・融合等や地域への人材養成に対応した共同又は連携大学院を設置する。 <p>(2) 弾力的な管理運営体制の構築に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 部局運営支援体制を強化する。

<p>② 全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理を行うとともに、戦略的な学内資源配分を行う。</p> <p>(3) 優秀な人材の獲得に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教職員にとってやり甲斐のある職場環境を構築する。 ② キャリアパスを伴う、専門性を備えた職員の人材養成を行う。 <p>(4) 男女共同参画の推進に関する目標</p> <p>教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、大学運営における意思決定の場に女性を積極的に登用する。</p>	<p>② 各部局における教員の人事費管理は、員数方式から金額方式に見直しを行う。 ③ 学長裁量経費分の増額など学内予算配分方法の見直しを行う。</p> <p>(3) 優秀な人材の獲得に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育、研究、医療活動、社会貢献及び大学運営の各分野において評価を行い、その評価結果に応じた待遇を充実・強化する。 ② 新人材育成基本方針に基づき人材養成を行う。 <p>(4) 男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活が両立できる多様な制度を整備・充実し、それを活用しやすい環境を創出する。 ② 女性教員割合を14%程度にするとともに、女性管理職の割合を高める。
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>財政基盤の充実・強化を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>全学的な管理的経費等の効率的な執行を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>全学的視点で資産（施設、設備）の有効活用を行う。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>外部資金比率を高めるとともに、基金募集戦略を策定し、広島大学校友会や同窓会との連携を深め、広島大学基金を拡充する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p>管理的経費を中心とした現状分析を行い、毎年度予算の経費節減目標を設定する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>学内の施設、設備の効率的・効果的な運用を行い、学外にも開放する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>各組織の特徴・特色を伸ばすために組織評価を継続的に実施する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>各組織の自己点検・評価を基に、第三者による組織評価を実施するとともに、評価内容及び実施体制を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 大学の運営全般の情報を公開する。</p> <p>3 戰略的な広報活動の推進に関する目標 教育、研究及び医療活動の優れた成果や卒業生の活躍などを広報し、社会に対して本学の存在感を明確にする。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 各組織の自己点検・評価など大学の運営全般にわたり、その状況をホームページ等を利用して積極的な情報発信を行う。</p> <p>3 戰略的な広報活動の推進に関する目標を達成するための措置 首都圏における情報受発信拠点として、東京オフィスの機能を拡充する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 ユニバーサルデザインに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学生、教職員、利用者の視点に立ったキャンパスのユニバーサルデザイン化及び施設の有効活用を推進する。 ② 障がい者と健常者が互いに区別されることのない職場環境を実現する。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リスクマネジメントの内部統制機能を強化する。 ② セキュリティ基盤を強化し、情報管理の体制と機能を充実する。 <p>3 法令遵守に関する目標 法令等に基づく適正な法人・大学運営を維持する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 ユニバーサルデザインに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備グランドデザインに基づく年次整備計画を策定し、施設整備を進める。 ② 施設マネジメントの実施により、施設の有効活用を推進する。 ③ 障がい者雇用計画を着実に推進する。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予防（平常時）、緊急時対応、復旧まで一貫したリスクマネジメントを行うための体制を構築する。 ② 全学統一 ID 基盤を整備・拡充し、情報セキュリティ及び情報コンプライアンスを強化する。 <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 内部監査機能を充実するとともに、法令遵守について、学生及び教職員への啓発活動を定期的に実施する。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 68億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院における建物新設及び改修等工事並びに病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学霞団地の敷地及び建物について、担保に供する。 ② 東千田団地の土地の一部（広島県広島市中区東千田町一丁目1番56号 2,844m²）を譲渡する。 ③ 沖美団地の土地（広島県江田島市沖美町岡大王字鎌田2153番7及び84,052.53m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・(医病) 診療棟	総額	施設整備費補助金 (1,890)
・(医病) 入院棟等改修	18,044	長期借入金 (15,614)
・新型大強度円偏光発生装置		国立大学財務・経営センター施設費交付金
・小規模改修		(540)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修については、22年度以降は21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 弾力的な管理運営体制の構築

各部局における教員の人事費管理（共通人件費に限る。）について、員数方式から金額方式（職名ごとのポイント制）への見直しを行う。

(2) 優秀な人材の獲得

- ① 教育、研究、医療活動、社会貢献及び大学運営の各分野における評価に基づく手当の新設など、評価結果に応じた待遇を充実・強化する。
- ② 新人材育成基本方針に定めたキャリアパスに沿った人材養成を行う。

(3) 男女共同参画の推進

- ① 多様な勤務形態の提供など、仕事と生活が両立できる多様な制度を整備・充実する。
- ② 仕事と生活が両立できる多様な制度の活用状況調査の実施等により、制度を活用しやすい環境を創出する。
- ③ 広島大学男女共同参画宣言に基づき、女性教員割合を14%程度にするとともに、女性管理職の割合を高くする。

(4) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人員費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(参考) 中期目標期間中の人員費総額見込み 202,323百万円(退職手当は除く。)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	1,475	1,458	1,325	1,206	1,187	1,142	7,793	11,149	18,942

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 学生宿舎整備費の一部
- ② 病院レジデントハウス整備費の一部
- ③ 病院診療棟整備事業に係る施設設備整備費、移転費の一部
- ④ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	158,220
施設整備費補助金	1,890
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	540
自己収入	184,379
授業料及び入学料検定料収入	54,888
附属病院収入	127,783
財産処分収入	0
雑収入	1,708
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	29,259
長期借入金収入	15,614
計	389,902
支出	
業務費	331,967
教育研究経費	214,816
診療経費	117,151
施設整備費	18,044
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	29,259
長期借入金償還金	10,632
計	389,902

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 202,323百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、広島大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J（y-1）は直前の事業年度におけるJ（y）。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L（y-1）は直前の事業年度におけるL（y）。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

K(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

L(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各

事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	369,065
経常費用	369,065
業務費	338,141
教育研究経費	49,855
診療経費	50,148
受託研究費等	20,203
役員人件費	791
教員人件費	138,026
職員人件費	79,118
一般管理費	10,408
財務費用	1,782
雑損	0
減価償却費	18,734
臨時損失	0
収入の部	371,686
経常収益	371,686
運営費交付金収益	155,747
授業料収益	41,041
入学金収益	6,874
検定料収益	1,402
附属病院収益	127,783
受託研究等収益	20,203
寄附金収益	8,274
財務収益	303
雑益	1,405
資産見返負債戻入	8,654
臨時利益	0
純利益	2,621
総利益	2,621

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 広島大学

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	393,810
業務活動による支出	348,870
投資活動による支出	30,400
財務活動による支出	10,632
次期中期目標期間への繰越金	3,908
資金収入	393,810
業務活動による収入	371,858
運営費交付金による収入	158,220
授業料及び入学料検定料による収入	54,888
附属病院収入	127,783
受託研究等収入	20,203
寄附金収入	8,809
その他の収入	1,955
投資活動による収入	2,430
施設費による収入	2,430
その他の収入	0
財務活動による収入	15,614
前中期目標期間よりの繰越金	3,908

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標の別表1（学部、研究科）

学 部	総合科学部
	文学部
	教育学部
	法学部
	経済学部
	理学部
	医学部
	歯学部
	薬学部
	工学部
研 究 科	生物生産学部
	総合科学研究科
	文学研究科
	教育学研究科
	社会科学研究科
	理学研究科
	先端物質科学研究科
	医歯薬保健学研究科
	工学研究科
	生物圏科学研究科
	国際協力研究科
	法務研究科（法科大学院）

中期目標の別表2（共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点）

(共同利用・共同研究拠点)

原爆放射線医科学研究所

放射光科学研究センター

(教育関係共同利用拠点)

食料の生産環境と食の安全に配慮した循環型酪農教育拠点

(広島大学大学院生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション(農場))

瀬戸内海における洋上里海教育のための共同利用拠点

(広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸)

瀬戸内海における里海学フィールド教育拠点

(広島大学大学院生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション(水産実験所))

中期計画の別表（収容定員）

平成22年 度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,147人 (うち医師養成に係る分野 627人)
	歯学部	515人 (うち歯科医師養成に係る分野 355人)
	薬学部	278人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 (うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人 (うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人 (うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人 (うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人 (うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人 (うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	119人 (うち修士課程 68人 博士課程 51人)
	工学研究科	654人 (うち修士課程 411人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人 (うち修士課程 146人 博士課程 99人)
	医歯薬学総合研究科	575人 (うち修士課程 127人 博士課程 448人)
	国際協力研究科	250人 (うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	168人 (うち専門職学位課程 168人)

平成23年度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,164人 (うち医師養成に係る分野 644人)
	歯学部	508人 (うち歯科医師養成に係る分野 348人)
	薬学部	316人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 うち修士課程 120人 博士課程 60人
	文学研究科	224人 うち修士課程 128人 博士課程 96人
	教育学研究科	461人 うち修士課程 314人 博士課程 147人
	社会科学研究科	241人 うち修士課程 160人 博士課程 81人
	理学研究科	453人 うち修士課程 264人 博士課程 189人
	先端物質科学研究科	218人 うち修士課程 128人 博士課程 90人
	保健学研究科	119人 うち修士課程 68人 博士課程 51人
	工学研究科	723人 うち修士課程 480人 博士課程 243人
	生物圏科学研究科	245人 うち修士課程 146人 博士課程 99人
	医歯薬学総合研究科	556人 うち修士課程 104人 博士課程 452人
	国際協力研究科	250人 うち修士課程 142人 博士課程 108人
	法務研究科	156人 (うち専門職学位課程 156人)

平成24年 度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,181人 (うち医師養成に係る分野 661人)
	歯学部	501人 (うち歯科医師養成に係る分野 341人)
	薬学部	316人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 (うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人 (うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人 (うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人 (うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人 (うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人 (うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	保健学研究科	68人 (うち修士課程 34人 博士課程 34人)
	医歯薬保健学研究科	195人 (うち修士課程 76人 博士課程 119人)
	工学研究科	723人 (うち修士課程 480人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人 (うち修士課程 146人 博士課程 99人)
	医歯薬学総合研究科	389人 (うち修士課程 52人 博士課程 337人)
	国際協力研究科	250人 (うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	144人 (うち専門職学位課程 144人)

平成25年度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,201人 (うち医師養成に係る分野 681人)
	歯学部	494人 (うち歯科医師養成に係る分野 334人)
	薬学部	316人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 うち修士課程 120人 博士課程 60人
	文学研究科	224人 うち修士課程 128人 博士課程 96人
	教育学研究科	461人 うち修士課程 314人 博士課程 147人
	社会科学研究科	241人 うち修士課程 160人 博士課程 81人
	理学研究科	453人 うち修士課程 264人 博士課程 189人
	先端物質科学研究科	218人 うち修士課程 128人 博士課程 90人
	保健学研究科	17人 (うち博士課程 17人)
	医歯薬保健学研究科	390人 うち修士課程 152人 博士課程 238人
	工学研究科	723人 うち修士課程 480人 博士課程 243人
	生物圏科学研究科	245人 うち修士課程 146人 博士課程 99人
	医歯薬学総合研究科	222人 (うち博士課程 222人)
	国際協力研究科	250人 うち修士課程 142人 博士課程 108人
	法務研究科	144人 (うち専門職学位課程 144人)

平成26年 度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,221人 (うち医師養成に係る分野 701人)
	歯学部	487人 (うち歯科医師養成に係る分野 327人)
	薬学部	316人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 (うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人 (うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人 (うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人 (うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人 (うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人 (うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	医歯薬保健学研究科	509人 (うち修士課程 152人 博士課程 357人)
	工学研究科	723人 (うち修士課程 480人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人 (うち修士課程 146人 博士課程 99人)
	医歯薬学総合研究科	103人 (うち博士課程 103人)
	国際協力研究科	250人 (うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	144人 (うち専門職学位課程 144人)

平成27年 度	総合科学部	520人
	文学部	580人
	教育学部	1,980人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	760人
	経済学部	880人
	理学部	940人
	医学部	1,231人 (うち医師養成に係る分野 711人)
	歯学部	480人 (うち歯科医師養成に係る分野 320人)
	薬学部	316人
	工学部	1,980人
	生物生産学部	380人
	総合科学研究科	180人 (うち修士課程 120人 博士課程 60人)
	文学研究科	224人 (うち修士課程 128人 博士課程 96人)
	教育学研究科	461人 (うち修士課程 314人 博士課程 147人)
	社会科学研究科	241人 (うち修士課程 160人 博士課程 81人)
	理学研究科	453人 (うち修士課程 264人 博士課程 189人)
	先端物質科学研究科	218人 (うち修士課程 128人 博士課程 90人)
	医歯薬保健学研究科	606人 (うち修士課程 152人 博士課程 454人)
	工学研究科	723人 (うち修士課程 480人 博士課程 243人)
	生物圏科学研究科	245人 (うち修士課程 146人 博士課程 99人)
	国際協力研究科	250人 (うち修士課程 142人 博士課程 108人)
	法務研究科	144人 (うち専門職学位課程 144人)